主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人美作治夫の上告趣意第一点は、憲法三八条三項違反をいうが、第一審判決は所論自白を補強するに足りる証拠を掲げているから、右違憲の主張は前提を欠き、同第二点は、事実誤認、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年七月一五日

最高裁判所第三小法廷

郎	Ξ	村	下	裁判長裁判官
<b>広</b> 住	正	本	松	裁判官
郷	小	根	関	裁判官
_	武	野	天	裁判官